

障がい者(児)の各種手当

受給には申請が必要です

市では、精神または身体に障がいがある人を対象に、次の各種手当を支給しています。

◆特別障害者手当
精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に手当を支給します。

◆障害児福祉手当
精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障がい児に手当を支給します。

ます。

◆重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当
次に該当する20歳以上の障がい者、もしくはその人を介護する同居の家族の1人に手当を支給します。

▽在宅の重度知的障がい者療育手帳に記載された障がい程度が「A」の1「A」の2「A」の1「A」の2のいずれかである人。または、障害者相談センター1所長が発行する判定書で重度と判定された人

▽65歳未満で在宅の寝たきり身体障がい者 身体障害者手帳を所有し、居宅で6か月以上常に寝たきりで、入浴、食事、排便

など日常生活のほとんどに介護を要する人

※「重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当」は、特別障害者手当の受給者や介護保険法による保険給付(年度通算7日以内の短期入所利用を除く)を受けた人、またはその人を介護する同居の家族は対象になりません。

問 福祉課障害福祉班 ☎73・0096、野栄総合支所 ☎67・3111

受け付けは3月25日から

福祉タクシー利用券を交付します

令和2年度分「福祉タクシー利用券」の申請受け付けを3月25日(水)から行います。

利用券は、福祉課(市役所1階)または野栄総合支所の窓口での申請受け付け後、即日交付します。障害者手帳と印鑑をお持ちください。

◆対象
①身体障害者手帳「1級」「2級」の人。「3級」の視覚障がい者、下肢・体幹機能障がいの人
②療育手帳「A」の1「A」の2「A」の1「A」の2のいずれかである人
③精神保健福祉手帳「1級」の人



《注意事項》
利用券で助成される金額は1000円までで、助成金額を超えた場合は自己負担となります。タクシー利用1回に付き、利用券を1枚使用できます。

**3/27 開催
市民病院
糖尿病教室**

市民病院では、糖尿病に関する知識の普及と啓発に、毎年糖尿病教室を実施しています。

今回は「運動療法について」をテーマに当院の理学療法士が分かりやすく解説します。

予約不要、参加無料です。動きやすい服装でお越しください。無料の血糖値測定も実施されるので、この機会に糖尿病に対する理解を深めましょう。

日時：3月27日(金) 13時30分～14時

場所：市民病院玄関ホール
問 市民病院 ☎72・1525

**4月2日～8日は
発達障害啓発週間です**

4月2日は国連で定めた「自閉症啓発デー」です。日本では、4月2日～8日を「発達障害啓発週間」として、自閉症をはじめとする発達障がいを知ってもらう機会としています。

市では、発達障がいの相談を受けるとともに、障がいに対する市民の理解と関心を深められる地域づくりを目指しています。

◆発達障がいに関する相談先
未就学児…①ロザリオ発達支援センター ☎60-0625 (旭市野中3846番地) ②健康管理課 ☎73-1200 (保健センター内)
就学後17歳までの人…ロザリオ発達支援センター ☎60-0625
18歳以上の人…①地域生活支援センター「友の家」 ☎60-0608 (旭市野中4017番地) ②福祉課 ☎73-0096 (市役所1階)
問 福祉課障害福祉班 ☎73-0096

国民年金 Q&A

Q 4月から社会人になります。市役所で年金手続きは必要ですか？

A 20歳になってからの学生期間は国民年金ですが、就職すると厚生年金に切り替わります(一部対象外の業種あり)。切り替え手続きは、勤務先で行うため、市役所での手続きは不要です。勤務先へ年金手帳を提出することがあるので、お手元に手帳があるかご確認ください。厚生年金の保険料は、給与から天引きされます。

国民年金保険料の納付書が送られてくるがありますが、納付の必要はありません。また、保険料を学生納付特例により猶予されていた人は、後から納付することができます。

問 市民課国保年金班 ☎73-0086

有料広告募集

市では、ホームページ、市内循環バス、広報紙を媒体とした有料広告事業を行っています。令和2年度の各媒体への広告主を募集します。

ホームページ

掲載期間 4月～翌年3月（1か月単位）
 掲載料金 1枠10,000円
 広告枠数 10枠
 広告規格 横150ピクセル×縦60ピクセル。容量は10キロバイトまで（アニメーションや分割は不可）
 申込期間 3月19日（木）まで（必着）



広報紙

掲載期間 5月号～翌年4月号（1号単位）
 掲載料金 1色刷り広告（モノクロ）が10,000円から、カラー刷り広告が15,000円から
 広告枠数 1色刷り広告・4枠、カラー刷り広告・2枠
 申込期間 3月19日（木）まで（必着）



お得な割引制度

ホームページと広報紙では、複数回広告を掲載した場合の割引制度があります。同一年度内に3回以上掲載する場合、3回につき1回分の掲載料金が半額になり、長期間掲載するほどお得です。

市内循環バス

掲載期間 4月～翌年3月（1か月単位）
 掲載料金 全4種類で1,000円～3,000円
 広告枠数 額面広告・2枠、窓面吊下広告・3枠、天井R面広告・5枠、配布型広告・2枠（いずれも車内掲載で、バス1台当たりの枠数）
 申込期間 3月10日（火）まで（必着）



▶申し込み・問い合わせ

所定用紙に必要書類を添えて、下記まで申し込んでください。また、掲載できない業種や表現内容があるため、詳細は市ホームページ（各QRコード参照）をご覧ください。直接お問い合わせください。

- ホームページ・広報紙 秘書課広報広聴班 ☎73-0080
- 市内循環バス 環境生活課市民協働班 ☎73-0088

ダイヤル 74-7007 Vol.18 こちら 匝瑳市消費生活センターです

市民の身近な相談窓口

消費生活センターでは、商品やサービスなどに伴う契約トラブルや、悪質商法、多重債務などに対し、専門の相談員がお応えしています。また、被害を未然に防ぐための啓発活動や、相談員が地域に出向く「出前講座」を行っています。

◆もし、消費者トラブルに遭遇してしまったら

消費者トラブルでお困りの場合は、消費生活センターへご相談ください。消費生活以外の相談の場合は、適切な相談窓口を紹介します。「どこに相談したらよいか分からない」という場合もまずはご相談ください。

◆消費生活センターに相談をすると

相談窓口では、有資格者である「消費生活相談員」がアドバイスします。また、必要に応じて、業者と消費者の間に入る「あっせん」を行い、トラブル解決のお手伝

いをします。相談事例は、今後の消費者行政施策に役立てられますので、情報提供だけでもお寄せください。

◆被害の未然防止に勉強会を開きませんか

消費生活相談員が会場へ出向き、消費者被害を防止するための知識を広める「消費生活出前講座」を行っています。地域の会合や団体活動の場で、一緒に賢い消費者になりませんか。相談員の派遣は無料です。お気軽にお問い合わせください。

ひとりで悩まず相談してね！



匝瑳市消費生活センター

日時…原則 月・火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時
 場所…産業振興課内（市役所3階） ☎74-7007